

ベトナムにおける商標出願制度概要

ナガトアンドパートナーズ

岡田貴子
(弁理士・パートナー)



特許業務法人ナガトアンドパートナーズは、前身事務所である長門国際特許事務所（1985年7月1日創業）の業務の全てを承継し、国内外の特許・意匠・商標出願業務をはじめ、翻訳、図面作成、調査、年金管理、教育・講演活動等の業務を行っている。岡田氏は、ナガトアンドパートナーズのパートナー弁理士として、国内外の意匠・商標出願業務をはじめ、模倣品対策や無効・取消・侵害訴訟対応まで幅広い業務を担当している。2006年から2007年にかけて、ベトナムハノイ市の特許法律事務所における研修勤務の経験がある。

1. 概要

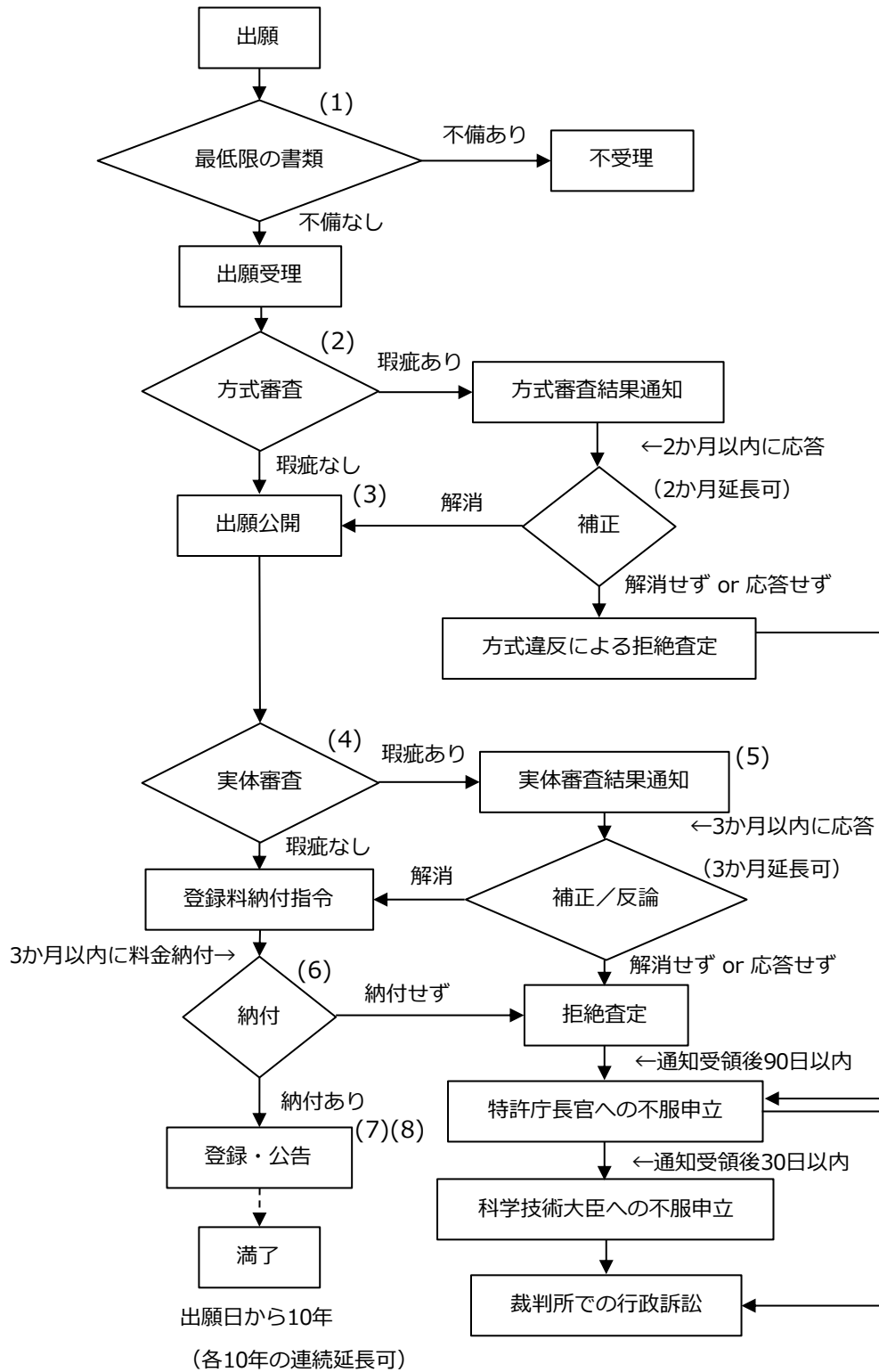
ベトナム法において、「商標」とは、互いに異なる組織、個人の商品、役務を識別するための標識をいう（知的財産法第4条第16項）。

商標について、登録商標として保護を受けるためには、1色または複数の色彩により表された文字、単語、図形、画像、3次元の立体形状、若しくはこれらの結合であって、視覚により認識できるものが対象となる。商標権者の商品または役務を他人の商品または役務と識別する能力を有するものが対象となる（知的財産法第72条第1項および第2項）。

商標権は、保護証書発行日に効力発生し、出願日より10年で権利満了となるが、各10年の延長を連続して行うことができる（知的財産法第93条第6項）。

知的財産法、政府決議 122/2010/NĐ-CP により一部改正された政府決議 103/2006/NĐ-CP（以下「政府決議」）、科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCHN を改正する通達 16/2016/TT-BKHCHN（以下「通達」）、商標出願審査ガイドライン（Quy Chế Thẩm Định Nhãn Hiệu、発行日等不明）などの複数の法規範文書に基づき審査実務は行われている。ただし、上記の商標出願審査ガイドラインは、発行日が不明であること、通達の改正に応じた修正がなされていないと推測されること、以上の各点に注意が必要である。

2. 詳細及び留意点



【詳細】

(1) 出願書類

願書、出願対象を特定する書類、所定の手数料および料金の納付証、その他委任状、優先権証明書なども必要に応じて提出する。提出書類はベトナム語により作成することを必要とする（知的財産法第100条第2項、通達7.2-b-ii）。委任状、優先権証明書は外国語の原本にベトナム語の翻訳を付すことも可能である。

商標出願について、願書、出願対象を特定する書類（商標見本および指定商品または役務の記載）、所定の手数料および料金の納付証が、出願受理のために必要な最低限の書類とされる（知的財産法第108条、通達7.1-a）。なお、証明商標や団体商標の場合には、それぞれの商標のタイプに応じて必須の書類が追加となるので注意が必要となる。最低限の書類がそろっている場合には、出願を受理し、出願日を認定する（通達12.2-a）。

(2) 方式審査

商標出願は、すべて自動的に方式審査の対象となり、産業財産権の出願に関する共通要件（通達7）を満たさず、以下のいずれかに該当する場合には、適法でないと思なされる（通達13.2）。その場合、方式審査結果通知を出願人に送付し、拒絶すべき理由があることを通知する。

- a)ベトナム語以外を用いて記載されている（委任状等の例外となる書類を除く）。
- b)出願人、代理人に関する記載が不十分である。
- c)出願人が商標登録を受ける権利を有しないと判断すべき根拠がある。
- d)知的財産法第89条に定める出願人適格を満たしていない。
- e)方式違反の指令をうけたにも関わらず必要な補正がされていない。
- g)知的財産法に定める商標の保護対象ではないと判断すべき根拠がある。

さらに、商標出願審査ガイドラインにおいてより具体的な例を挙げて、方式審査の各ステップが解説されている（同ガイドライン5～14）。同ガイドラインにおい

て、例えば外国語の要素を含む商標については、当該要素の発音と意味を明記することを求めている（同ガイドライン 7.2）。また、指定商品および役務の記載については、国際分類に基づき区分ごとに分けて正確な記載とすることが求められている。指定商品および役務の記載に用いる語は、ベトナムで常用される語を用いることとされ、一般的でない語、方言、外国語などを用いることは不可とされている（同ガイドライン 7.9）。方式違反の類型が列挙されている（同ガイドライン 8.1～8.34）。

方式審査の期間は出願から 1 か月であり、知的財産庁は出願人にその結果を通知しなければならない。方式審査において不備が認められた場合、出願人に対し 2 か月の応答期間が与えられ、補正書や意見書の提出が可能である（通達 13.6-a、ガイドラインは通達の改正に応じた修正がされていない）。提出期間は 2 か月延長が可能である（通達 9.2）。

(3) 出願公開

方式審査にて適法と認められた全ての商標出願が対象となり、方式審査完了後 2 か月で公開となる（通達 14.2-b）。

(4) 実体審査

方式審査にて適法と認められた全ての商標出願が対象となる（知的財産法第 114 条第 1 項 b）。

実体審査の目的は、出願人が保護を求める内容が法の定める保護対象に該当するかの判断を行い、相応の保護範囲を確定することにある、とされている。出願人が求める保護証書の保護対象に該当するかの評価（通達 39.2-a、b-(i)）、知的財産法第 73 条に規定する公益に反する商標に該当するかの評価（通達 39.2-b-ii、iii）、商標の文字要素が知的財産法第 74 条第 2 項に規定する「識別力」を有するかの評価（通達 39.3）、商標の図形要素が知的財産法第 74 条第 2 項に規定する「識別力」を有するかの評価（通達 39.4）、使用による顕著性の評価（通達 39.5）、結

合商標の識別力の評価（通達 39.6）、最低限のサーチ資料（通達 39.7）、他の商標との類否判断（通達 39.8）、商品役務の類否判断（通達 39.9）、最先の出願であるかの評価（通達 39.10）、というステップが規定されている。

ベトナムでは一般的ではない言語で表された文字等（日本語を含む）については、原則として識別力がないものとして扱われることに注意が必要である（通達 39.3-a）。ガイドラインでは、「荳原」の文字が識別力のない例として挙げられている（ガイドライン 17.8.1-a）。他の要素と組み合わせて全体で識別力を生じる場合や特別な態様で表示された場合は識別力が認められうる。

絶対的拒絶理由（ガイドライン 17）、商標の類否判断（ガイドライン 20）、商品役務の類否判断（ガイドライン 21）、混同のおそれの判断（ガイドライン 22、23）、著作権や意匠権など他の権利との抵触（ガイドライン 24）について、解説や具体例がガイドラインに挙げられている。

色彩のみの商標（通達 39.2-b-(i)）、視覚により認識できない音、におい、味（ガイドライン 17.1）は商標の保護対象からは明示的に除外されている。立体商標は保護対象に含まれる（知的財産法第 72 条第 1 項および第 2 項）。

公開の日から 9 か月以内に実体審査を行うと規定されている（知的財産法第 119 条第 2 項 b）。ただし、実務上は必ずしも上記の期限内に終わるわけではない。

出願人が審査官に実体審査で使用するために資料を提供すること（自発的に、若しくは審査官の求めに応じて）も可能である。商標については、海外での登録状況を示す資料や、商標使用に関する資料等が該当する（通達 15.2-b-ii）。

(5) 拒絶理由通知（実体審査結果通知）

実体審査の完了後、知的財産庁は以下のいずれかの通知を行う（通達 15.7）。

- ・法の定める保護要件を満たしていない場合、実体審査報告を出願人に対して通知する。拒絶理由を明示したうえで、補正の提案を含むこともできる。応答期間は通知から3か月である(請求により3か月の延長可)(通達15.7-a-(i)、9.2)。
- ・法の定める保護要件を満たしているが不備のある場合、実体審査報告を出願人に対して通知する。拒絶理由を明示したうえで、補正の提案を含むこともできる。応答期間は通知から3か月である(請求により3か月の延長可)(通達15.7-a-(ii)、9.2)。
- ・法の求める保護対象に合致する場合、若しくは出願人が不備を補正して解消した場合や適切な意見書を提出して拒絶理由が解消した場合、登録許可通知を行い、通知から3か月の期間内に、登録料、公報発行手数料などを納付すべき旨を、出願人に対して通知する(通達15.7-a-(iii))。

商標の一部の要素についてディスクレーム(権利不要求)を求める場合には、登録許可通知にその旨の通知を理由を明示して行う。その場合、通知から3か月の応答期間内に、意見書を提出するか、またはディスクレームに同意して登録料等を納付することになる(意見書の提出について請求により3か月の延長可)(通達15.7-a-(iii)、9.2)。

拒絶理由に対して反論や補正を行わない場合や、行ったが拒絶理由が解消しない場合、拒絶査定となる。一般的には、出願人は知的財産庁に対する不服申立(第1回目の不服申立)を査定受領から90日以内に行い、知的財産庁長官が不服申立への決定を行う。長官の決定に不服がある場合には、科学技術省への不服申立(第2回目の不服申立)を長官決定受領後30日以内に行い、科学技術大臣が不服申立への決定を行う(政府決議14条、通達22条、不服申立法 Luật khiếu nại)。また、行政訴訟法(Luật tố tụng hành chính)に基づく訴訟により、裁判所で争うことも可能であるが、あまり一般的には活用されていない。

(6) 登録料納付

登録料 120,000 ドン、登録証発行費用 120,000 ドン、公告料は 120,000 ドン、上記に加え代理人を通して手続する場合には代理人費用が発生する。

登録を認める旨の実体審査報告発行後 3 か月の期間内に上記の庁費用を出願人は納付する必要がある（通達 15.7-a-iii）。納付をしなかった場合、期間満了から 15 営業日の期間内に知的財産庁は当該出願を拒絶査定とする（通達 15.7c）。

(7) 保護証書の発行

登録に伴うすべての費用を期限内に納付完了してから 15 日以内に、保護証書の発行を知的財産法第 118 条に基づいて行う（通達 18.2-a）。実務上は、保護証書の発行は遅れることが多い。

商標権は、保護証書発行日に効力発生して出願日より 10 年で権利満了となるが、各 10 年の延長を連続して行うことができる（知的財産法第 93 条第 6 項）。

(8) 公告

登録許可通知は、発行後 2 か月以内に、出願人が公報発行手数料を納付した後工業所有権公報に掲載される。商標の場合には、商標見本および指定商品および役務の記載を含むものとする（通達 19.2）。

【留意点】

出願実務に関わる通達について、「科学技術省通達 01/2007/TT-BKHCN を改正する通達 16/2016/TT-BKHCN」と便宜上表示しているが、2007 年の旧通達 01/2007/TT-BKHCN は何度かの改正を経ており、条文ごとにどのバージョンの通達が効力を有するか確認することが必要である。なお、知的財産庁のウェブサイトには、最新版の通達（過去の改正をすべて反映して 1 つのファイルにまとめたもの）がアップロードされている。

【ソース】

1. ベトナム知的財産法
2. ベトナム政府決議
3. 科学技術省通達
4. 商標出願審査ガイドライン
5. 不服申立法（Luật khiếu nại）
6. 行政訴訟法（Luật tố tụng hành chính）

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）